資料5－3（参考資料）

食　衛　第　2　5　2　号
令　和　3　年　5　月　19　日

北海道環境審議会
会長　中村 太士　様

北海道知事　鈴木　直道

温泉法の規定に基づく許可申請について（諮問）

温泉法第3条及び第11条の規定に基づく許可について、次のとおり申請がありましたので、許可申請に対する処分について諮問します。

議案番号	申請者	申請地	種別	保健所	備考
1	Zekkei Investment Management株式会社	虻田郡倶知安町字樺山44番1	掘削	倶知安	
2	株式会社NHR	虻田郡倶知安町字樺山59番164	掘削	倶知安	
3	株式会社SUPER OKUSAN	虻田郡倶知安町字花園79番2	掘削	倶知安	
4	Orchid Sakura Global Limited	虻田郡ニセコ町字ニセコ425番1	掘削	倶知安	
5	株式会社久原本家グループ本社	虻田郡ニセコ町字有島29番4	掘削	倶知安	
6	SILVER DYNASTY LIMITED	虻田郡留寿都村字向丘54-1	掘削	倶知安	
7	越前屋試錐工業株式会社	北広島市富ヶ岡418番1	掘削	千歳	
8	小清水町	斜里郡小清水町元町2丁目217-1	掘削	網走	
9	株式会社ベルーナ	札幌市東区北六条東二丁目1番1	掘削	札幌	準保護地域
10	Yamada Investments特定目的会社	虻田郡倶知安町字山田181番55	動力装置	倶知安	
11	株式会社大林組	虻田郡京極町字春日後志森林管理署109ち林班小班	掘削	倶知安	地熱開発関係

環　境　審　第　３　号

令和３年（2021年）６月３日

北海道知事　鈴木　直道　様

北海道環境審議会 会長　中村　太士

温泉法の規定に基づく許可申請について（答申）

令和３年（2021年）５月１９日付け食衛第２５２号で諮問がありましたこのことについて、別添１のとおり答申します。

なお、第１０号議案については、引き続き審議が必要なことから別添２のとおり審議保留とします。

（別添1）

令和3年度（2021年度） 第1回北海道環境審議会温泉部会 答申内容

開催年月日：令和3年5月19日（水）

次の10件の温泉の掘削許可申請について、申請どおり許可して差し支えないものと認める。
ただし、各議案に対して次の意見を附すものとする。

議案番号	申請者	申請地	種別	許可の条件	附帯意見（詳細別紙のとおり）												
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	他
1	Zekkei Investment Management株式会社	虻田郡倶知安町字樺山44番1	掘削	A	○		○	○	○	○							
2	株式会社NHR	虻田郡倶知安町字樺山59番164	掘削	A	○		○	○	○	○							
3	株式会社SUPER OKUSAN	虻田郡倶知安町字花園79番2	掘削	A	○			○	○	○							
4	Orchid Sakura Global Limited	虻田郡ニセコ町字ニセコ425番1	掘削	A	○		○	○	○	○							
5	株式会社久原本家グループ本社	虻田郡ニセコ町字有島29番4	掘削	A	○			○	○								
6	SILVER DYNASTY LIMITED	虻田郡留寿都村字向丘54-1	掘削	A	○			○	○								
7	越前屋試錐工業株式会社	北広島市富ヶ岡418番1	掘削	A	○			○	○								
8	小清水町	斜里郡小清水町元町2丁目217-1	掘削	A	○		○	○	○								
9	株式会社ベルーナ	札幌市東区北六条東二丁目1番1	掘削	A	○		○	○	○								
11	株式会社大林組	虻田郡京極町字春日後志森林管理署109ち林小班	掘削	A	○								○	○	○	○	

【別紙】

許可の条件及び付帯意見の詳細

○許可条件

A 掘削中に可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合には直ちに工事を中止し、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告すること。

○附帯意見詳細

①揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計及び圧力計等の設置を計画し、源泉の揚水状態を記録するなどして、自主管理を行うよう指導すること。

②防災上の注意等

掘削中、孔内の洗浄中、揚湯試験及び噴出試験中に、可燃性天然ガス等が確認された場合、噴出には十分注意すること。また、温泉水に可燃性天然ガスが付随する可能性が高いことから必要に応じた設備の設置を計画するとともに、揚水試験時に付随ガスが確認された場合には、ガス量の測定と成分分析及び可燃性メタンガスの濃度の測定を必ず実施するよう指導すること。

③周辺への騒音等の注意

当該地域は住宅地であり、掘削(増掘・動力装置の設置)を行う際には騒音、振動に十分注意するよう指導すること。

④影響試験等の実施

動力装置許可申請の際には、揚水試験・影響試験指針に基づく揚水試験の実施のほか、自己源泉を含む既存源泉との影響試験についても、十分な試験を行うよう指導すること。

⑤利用計画

利用計画量については確約されたものではない旨を伝えるとともに、温泉の保護と適正利用の観点から利用計画量の縮減に努めるよう指導すること。

⑥附近源泉の同意等

同意が得られていない附近源泉の所有者または採取者から同意を得るよう、引き続き努力するよう指導すること。

⑦動力装置申請時の揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計及び圧力計等の設置を計画し、源泉の揚水状態を記録するなどして、自主管理を行うよう指導すること。

⑧ガス対策

温泉水に可燃性天然ガスが付随していることから、温泉利用計画にあたっては、源泉所有者(源泉利用者)として、ガス対策については十分に注意するよう指導すること。

⑨モニタリングの実施

既存源泉への影響判断のためのモニタリングを十分に実施するように指導すること。また、モニタリング結果については、その評価結果を加えて北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するよう指導すること。

⑩温泉への影響の報告

モニタリング調査等において、温泉に影響を与える可能性を示すデータが得られた場合は、速やかに北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するとともに、原因に係る調査を実施するよう指導すること。

⑪噴出試験の報告等

噴出試験の実施に当たっては、試験の実施日、噴出等の期間、方法及び噴出量等の規模等の計画を事前に北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課へ連絡するとともに、試験の結果にその評価を加え、報告するよう指導すること。

⑫関係者間の合意形成

開発計画や温泉モニタリング等の各種調査や噴出試験等に係る情報について、自治体、地域住民、温泉事業者などの関係者間で情報共有を図るとともに、現時点での調査結果や知見に基づいて、今後の進め方等を協議するなど、関係者の理解と合意形成に努めるよう指導すること。

（別添２）

次の温泉掘削許可申請については、下記のとおり審議保留とする。

議案番号	１０
申請者	Yamada Investments特定目的会社
掘削の場所	虻田郡倶知安町字山田181番55
種　別	動力装置の設置
審議保留の理由	本申請は、現在利用していない源泉に動力装置を設置して温泉を採取及び利用しようとするものである。 申請者が提出した揚水試験及び影響試験の結果は2018年8月に実施されたものであり、また、影響試験においては付近源泉の水位が測定されておらず、適正に実施されているとは言い難いものであった。 申請場所周辺は、近年、温泉開発が急速に進んでいる地域であるため、試験実施当時と現在の水理状況が異なる可能性があり、当該試験結果に基づき現在の温泉資源への影響について評価をすることが困難であるため、審議保留とする。 更なる審議に当たっては、最新の揚水試験結果及び影響試験の結果の提出が必要である。